

健康保険あきた

協会けんぽ 秋田支部からのお知らせ

平成27年
7月
第 61 号

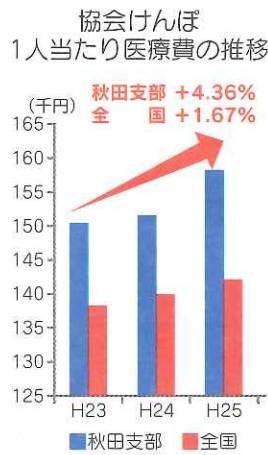


職場内で、掲示・回覧をお願いいたします

事業者健診データ

ご提供のお願い

現在、生活習慣病関連の疾患は、国民医療費全体のおよそ3分の1を占めています。慢性的な生活習慣病と重症化した後の病気の治療は、医療費が増える原因になり、保険料率にも影響してきます。



そのため、協会けんぽにおいても、加入者のみなさまの健康保持増進のため、特定健診・特定保健指導を中心とした保健事業に、積極的に取り組んでいるところであります。

その一環として、事業者健診を実施している事業所様に、健診結果データのご提供をお願いしています。ご提供いただいた健診結果を基に、生活習慣の改善が必要な方には、協会けんぽの保健師または管理栄養士が事業所様を訪問し、健康相談および特定保健指導を無料で実施していきます。

特定保健指導を活用して健康づくりを

Q 事業者健診ってなんですか？

労働安全衛生法（第66条）・労働安全衛生規則（第44条）に基づいて事業所が従業員におこなう定期健康診断のことです。

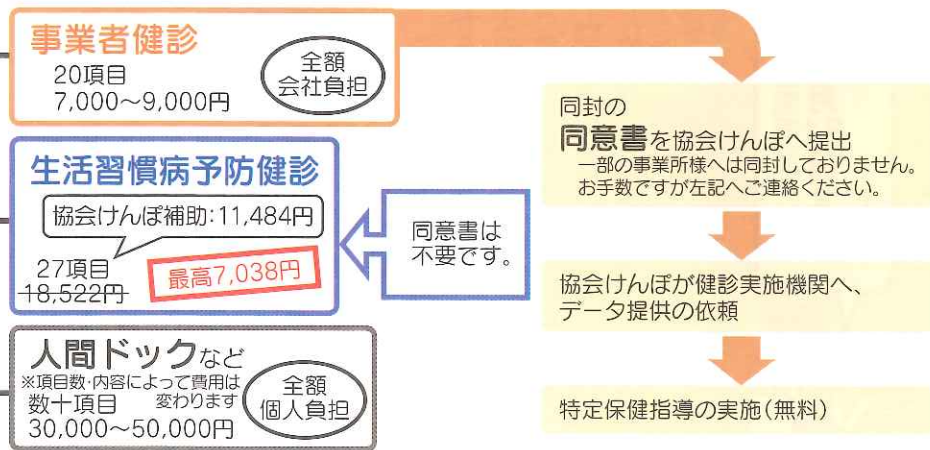
Q 個人情報の取り扱いについて

事業者健診データの提供は、高齢者の医療の確保に関する法律（第27条）で定められています。事業主様が個人情報保護について責任を問われることはありません。

Q どうやってデータ提供するの？

同意書をご提出頂くことで、協会けんぽが直接、健診実施機関から健診結果データを取得致します。

ただし、健診実施機関で健診結果のデータ提供（データ作成等）ができない場合、協会けんぽより事業所様にご連絡いたしますので、健診結果通知等の写しをご提出くださいますようお願いいたします。



お問い合わせ先 健康グループ
018(0033)10003

「歩くべーあきた！」開催のお知らせ

秋田市保健所では、半年間、職場の仲間とチームを組んで歩数の平均値を競うイベント「歩くべーあきた！」を開催します。

日ごろ運動不足を感じている方は、応募してみませんか。

8月27日 スタートイベント
秋田市立体育館（18時半から）

9月1日 ①歩数計等をつけて、毎日の歩数をカウント

2月20日 ②月毎の歩数をカウント表に入力しEメールで提出

3月 ランキング発表・表彰式

募集数 50チーム（1チーム3～5人）

※応募多数の場合は、抽選となります

募集期間 平成27年7月1日～7月31日

申込方法 Eメール、FAX、郵送

参加条件（次の全てを満たすチーム）

・秋田市内に在住が在勤で、同じ職場に勤務

・チームのメンバー全員が日頃運動不足を感じている

・EメールとEXCELが使用できる

・8月27日のスタートイベントに1人以上参加できる

各自歩数計を準備できる

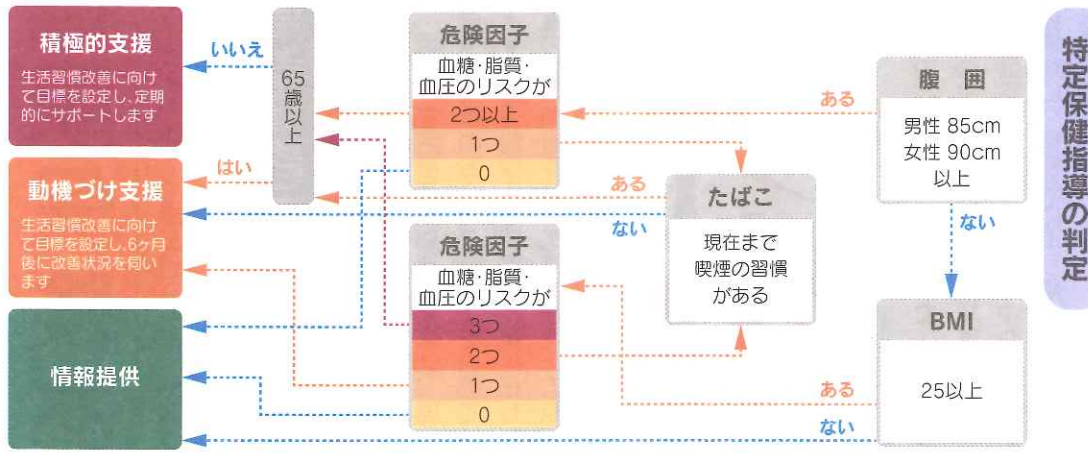


参加無料
申込用紙や詳細は、秋田市保健所ホームページを
ご確認ください。

お問い合わせ先 秋田市保健所保健予防課
TEL 018(0033)11780
FAX 018(0033)11783
E-mail ro-npr@city.akiita.akita.jp

健康診断の結果

健康診断の結果、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善により予防効果が期待できる人などを対象に「特定保健指導」をおこないます。



引き出しに眠っていませんか

事業所にお勤めの方の
特定保健指導

協会けんぽの保健師が事業所を訪問し健康相談および特定保健指導をおこなっております。

生活習慣病予防健診を受けた方もしくは

事業者健診のデータを提供して頂いた方が受けることができます。

事業所内で相談したい方を取りまとめのついで、協会けんぽへお申し込みください。

特定保健指導の効果は？

特定保健指導を受けたことにより、県内の多くの方の健康状態が改善されました。

秋田支部で特定保健指導を受けた方と、保健指導対象外の方の健診結果の推移

		40代	50代	60代
BMI	特定保健指導終了	0.1↗	0.1↘	0.2↘
	保健指導対象外	0.1↗	0→	0→
収縮期血圧	特定保健指導終了	0.7↘	1.0↓	1.6↓
	保健指導対象外	1.3↑	1.4↑	1.9↑
空腹時血糖	特定保健指導終了	0.1↘	1.5↓	1.3↓
	保健指導対象外	0.3↗	0.5↗	0.7↗

※平成23～25年度まで連続して生活習慣病予防健診を受診した方のうち、平成24年度に特定保健指導を受けた方と特定保健指導対象外だった方の、平成24・25年度の健診結果推移の比較

お問い合わせ◇保健グループ
018(883)1893

被扶養者状況リストの提出はお済ですか？

協会けんぽでは、5月末より健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者認定状況の再確認を実施しています。事業主のみならず、5月末から「被扶養者状況リスト」等をお送りしていますが、まだご提出されていない場合は、同リストに記載されている被扶養者の認定状況を確認のうえ、速やかにリスト等のご提出をお願いいたします。

この再確認は保険料負担の軽減につながる大変重要な事務です。ご多忙の中、大変恐縮ですが、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

【再確認の対象となる方】
協会けんぽの被扶養者

※ただし、次の方を除きます。
①平成27年4月1日において18歳未満の被扶養者
②平成27年4月1日以前に被扶養者認定を受けた被扶養者

提出期限は
7月31日(金)です！

お問い合わせ◇業務グループ
018(883)1800

協会けんぽ秋田支部データ

平成27年4月末現在の数値
()内は対前年同月比

事業所数:	14,429社	(371社)
被保険者数:	199,305人	(1,581人)
被扶養者数:	135,754人	(△2,348人)
平均標準報酬月額:	231,555人	(2,233円)

各種最新情報を『タイムリー』かつ『スピーディー』に無料でお届けします
メールアドレスをぜひご登録ください
メールマガジンの登録は協会けんぽ秋田支部のホームページ
(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/akita>) から行うことができます

メールマガジンのご案内

申請のコツや健康情報を随時お知らせ

全国健康保険協会 秋田支部
協会けんぽ

〒010-8507 秋田市旭北錦町5-50 シティビル秋田2階
Tel:018-883-1800 (代表)
Fax:018-883-1544 ホームページ: [協会けんぽ 秋田](#) 検索

